

**令和5年度介護職員の働きやすい職場環境づくり  
内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰事業所募集要項（長崎県）**

**1. 表彰の目的**

内閣総理大臣や厚生労働大臣が、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、介護職員の働く環境改善を推進する。

**2. 表彰の対象者**

介護サービス事業所・施設等のうち、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上等に係る取組について、都道府県が顕著な功績が見られた者として、厚生労働省へ推薦する者。

なお、介護サービス事業所・施設等については、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく以下のサービス事業所・施設等とする。また、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含むこととする。

訪問系サービス事業所	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所及び居宅療養管理指導事業所
通所系サービス事業所	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所
短期入所系サービス事業所	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
多機能型サービス事業所	小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所
介護施設等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

### 3. 評価項目

評価項目	評価ポイント	配点
介護職員の働きやすい職場環境づくりに資する取組	<p>○職員の待遇改善に係る取組がなされているか。 (取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明確な給与体系の導入、休暇の取得促進や育児や介護との両立支援に関する制度の導入など、多様な人材が働きやすい環境を整備する取組</li> <li>・ 介護ロボット等テクノロジーを活用することによる腰痛対策など、職員が安心して安全に働ける環境を整備する取組</li> </ul> <p>○人材育成に係る取組がなされているか。 (取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的な採用、新規採用職員に対する計画的な研修の実施や職員の経験・役職に応じた研修の実施など職員の人材育成に効果的な取組</li> <li>・ 職員に対するキャリアパスの明示や資格取得に向けた支援制度の導入など、職員の意欲向上に効果的な取組</li> </ul> <p>○介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。 (取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の課題を踏まえた目的を設定し、改善を図るための取組・機器の導入のみにとどまらず、業務全体を見直す取組</li> <li>・ 従来の仕組みや思考にとらわれず、新しい技術の活用や斬新な発想がみられる取組</li> </ul>	50
実効性のある取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組の実施により、職員の業務への満足度が高まっているか。</li> <li>・ 取組の実施により職員の負担軽減、サービスの質の確保が図られているか。</li> <li>・ 取組の実施に当たり、職員の意見を聞く機会があるか。また、事業者のみならず事業所内の様々な職種・役職の職員が協力して取組を推進する体制となっているか。</li> </ul>	20
持続性のある取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。</li> <li>・ 取組の実施に当たり、国・自治体の補助金に過度に依存していないか。</li> </ul>	10
他の事業所での導入が期待される取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の事業所でも参考となる取組であるか。</li> <li>・ 取組を行おうとする他の事業所に対し、取組の経験のある職員の派遣、取組に係る視察の受け入れを行うことなどに協力できるか。</li> </ul>	20

#### 4. 表彰の要件等

- (1) 表彰の対象となる取組（全て満たすことが必要）
- ア 事業所の賃金、休暇等に係る事業所内の各種制度の整備等により、職員の待遇改善につながっている取組
  - イ 職員の採用時からの計画的な研修実施やキャリアパスの明示、資格取得に対する支援制度の確立等により、職員の人材育成につながっている取組
  - ウ 介護ロボット・ICT 等のテクノロジーの活用等により、事業所における業務課題を解決し、職員の業務負担の軽減や提供サービスの質の確保等の介護現場の生産性向上につながっている取組
- (2) 法令等の遵守
- ①介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令を遵守していること。
  - ②社会保険（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
  - ③暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有していないこと。

#### 5. 表彰事業所の申請

##### <提出書類>

- (1) 介護職員の働きやすい職場環境づくり事業所調書（様式 1）
- (2) 関係法令遵守報告書（別紙 3）
- (3) 様式 1 の添付資料
  - 様式 1 を補足する別資料を PDF ファイルで提出
  - 様式 1 の「別資料該当箇所」欄に番号を付記し、提出するファイル名は付記した番号とすること（番号ごとにファイルを作成すること）

##### <提出期限>

令和 5 年 3 月 10 日(金)17 時=必着=

##### <提出方法>

長崎県福祉保健部長寿社会課介護人材確保推進班へメールで提出

[kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp)

##### <その他>

1 法人につき 1 事業所の申込とする（複数事業所の申込は不可）

## 6. 様式のダウンロード

本募集要項は県ホームページに掲載しており、必要な様式もダウンロードできますのでご参照ください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/shikaku-shiken-bosyu/boshu/596161.html>

長崎県 介護職員働きやすい職場 表彰 **検索**

## 7. 推薦事業所の決定

### (1) 推薦事業所の決定

- ①Nはーと（長崎うれしかハート介護事業所）の認証事業所を優先
- ②「4」の評価項目・ポイントに基づいて審査を行い、推薦事業所を決定

### (2) 推薦事業所決定等の通知

○3月下旬頃に、メールで採否をお知らせします。

### (3) その他

○推薦決定のお知らせの際に、様式1号の修正などをお願いする可能性があります。

## 8. 本県からの推薦数

1～2事業所

## 9. 表彰の種類

### (1) 内閣総理大臣表彰

特に優れた取組を行う事業所を数名程度

### (2) 厚生労働大臣表彰

- ①優良賞：優れた取組を行う事業所を数名程度
- ②奨励賞：上記以外の事業所（著しく不相当と判断された者を除く。）

## 10. 表彰等のスケジュール（予定）

- 3月10日：表彰事業所の申込期限
- 3月下旬：県が推薦事業所を決定
- 3月末：県が国へ事業者を推薦
- 5月：国の委員会による審査
- 夏頃：表彰式、内閣総理大臣との意見交換会開催

11. お問い合わせ先

長崎県 福祉保健部 長寿社会課 介護人材確保推進班（宮崎・岩下）

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

電話：095-895-2440 FAX：095-895-2576

E-mail：kaigojinzai@pref.nagasaki.lg.jp